

一般財団法人足立区観光交流協会
会長交際費の支出及び公表基準

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人足立区観光交流協会(以下「協会」という。)の円滑な運営を図るために必要と思われる会長交際費の支出基準を定めるとともに、支出状況について公表することにより透明性の向上を実現し、協会運営に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(支出範囲)

第2条 会長交際費で支出するものの範囲は、次の各号による。

(1) 会費

総会、新年会、忘年会、研修会、周年記念祝賀会、叙勲祝賀会、落成式、開所式、各種団体主催の懇談会等

(2) 弔慰

理事、監事、評議員、協会事業協力者等

(3) 見舞い

理事、監事、評議員等の病気・事故・災害見舞等

(4) その他

接待経費、雑費、その他会長が必要と認めるもの。

(弔慰手配基準)

第3条 弔慰は本人の場合のみとし、手配基準は別表1のとおりとする。

(支出額基準)

第4条 支出額基準は、別表2のとおりとする。

(公表事項等)

第5条 この基準は、協会公式ホームページ「あだち観光ネット」(以下「協会ホームページ」という。)に掲載するものとする。

2 公表する事項及び資料は次のとおりとする。

(1) 実施日

(2) 相手方

(3) 場所

(4) 支出目的(会費、香典(供花を含む)、見舞い、その他)

(5) 支出金額

(6) 領収書等、相手方が受け取ったことを証する書類(以下「領収書」という。)の写し(ただし、領収書等が社会通念上発行されない等、特別な事情がある場合は公表しないこととする。)

3 前項第2号に規定する相手方については、原則として個人名(団体の場合については団体名)まで公表する。ただし、支出目的が見舞い又は別表1に規定する者に対する弔慰若しくはこれらに準ずる場合については、プライバシー保護の観点から、特定の個人が識別されない又は識別され得ない方法で公表

するものとする。

(公表時期)

第6条 前月分の支出状況を、1か月分まとめて翌月10日(10日が足立区が定める閉庁日にあたる場合は直前の開庁日)までに公表する。

(掲載期間)

第7条 ホームページ上で掲載する期間は、掲載月が属する年度から原則3カ年度とする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、会長が適当と認める場合はこの限りではない。

付 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

別表 1（第 2 条、第 5 条関係）

弔慰手配基準

役職名	内容
理事	香典・供花
監事	香典・供花
評議員	香典・供花
協会事業協力者等	香典

別表 2（第 3 条関係）

1 支出額基準

		基準額	支出限度額
会費 1	公の施設を利用	5,000 円	10,000 円
	その他の施設	5,000 円	20,000 円
	宿泊を兼ねた会合	10,000 円	20,000 円
	叙勲祝賀会 就任祝賀会	10,000 円	20,000 円
香典	理事、監事、評議員	10,000 円	10,000 円
	協会事業協力者等	5,000 円	10,000 円
見舞い	理事、監事、評議員	10,000 円	10,000 円
	協会事業協力者等	5,000 円	10,000 円

1 会費のうち金額の指定のあるものについては、その額とする。

2 供花料

供花料は、15,000 円相当とする。